

高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター院内喫茶運営事業

(2) 事業の目的と内容

高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）は、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（以下「センター」という。）の患者やその家族、センターで働く職員をはじめとした、すべてのセンター利用者へのサービス向上を目的に、建物の一部について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸し付けを行い、以下の事業(以下「院内喫茶運営事業」という。)を一括して長期安定的に運営できる事業者又はグループ(以下「運営事業者」という。)を広く一般に公募し選定します。

なお、これらの事業の設置・運営等及び貸付料にかかる条件については、別添「高知医療センター院内喫茶運営事業に関する仕様書」のとおりです。

(3) 行政財産の貸付期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までとします。ただし、貸付期間には、備品等の設置及び撤去に要する期間を含みます。

2 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定するため、別途定める「高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

3 契約相手方の決定方法

まず、審査委員会を開催し、提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容をあらかじめ定められた審査基準に基づき審査したうえで、候補者と次点者を選定します。

なお、この選定は、院内喫茶の運営に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを保証するものではありません。

候補者の選定後、候補者と企業団は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには随意契約の締結に向けた手続きに進み、交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて企業団と交渉を行うことになります。

4 資格要件

参加者は次の資格要件を全て満たしていることとします。

なお、次の要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「事業者」という。）による共同提案もできることとします。ただし、参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同提案を行う場合の構成事業者は、他の共同提案の構成事業者になることはできません。共

同提案を行う場合の契約は代表者が行い、構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととします。

また、フランチャイズ方式での参加も可能とします。その場合はフランチャイズ加盟業者との責任分担を明確に示した文書を提出してください。

- (1) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登載されている者（もしくは契約締結時までに登録が予定されている者）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この募集開始の日から当該事業の企画提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づき、高知県から入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) この募集開始の日から当該事業の参加申込及び資格確認書類の提出の日までの間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反したとして行政処分を受けていないこと。

5 説明会及び現地案内

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。なお、会場の都合により1参加者あたり3名までの参加とします。

- (1) 日時：令和7年6月25日（水）13時30分から14時30分まで
（※説明会終了後に現地案内を予定）
- (2) 場所：高知県高知市池2125番地1
高知医療センター2階「やなせすぎ」
説明会への参加を希望する者は、別紙用紙－1「説明会参加申込書」を令和7年6月20日（金）17時までに高知医療センター事務局業務課に持参もしくはFAX送信してください。なお説明会への出欠が、当該プロポーザルへの参加に影響することはありません。
- (3) 現場見学等
説明会終了後、希望者に現場見学を行います。なお、高知医療センターの状況を理解するための院内視察については、希望があれば、病院運営に支障がない範囲で令和7年7月10日（木）まで対応します。
- (4) 各階平面図の交付について
説明会当日、本プロポーザルへの参加を予定している事業者に交付します。

6 質疑と回答

質疑は、令和7年6月27日（金）17時必着で質疑書（別紙様式－2）により持参、郵送、

FAX 又は電子メールのいずれかで受け付けます。FAX 又は電子メールによる場合は、電話にて送信した旨をお知らせください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。なお、口頭による質疑・照会は受け付けません。

7 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－3）に資格要件の確認書類（別紙様式4及び5）を添えてお申し込みください。

〔提出書類、様式及び提出部数等〕

様式番号	提出書類の名称	内容	規格	部数
3	参加申込書	共同提案の場合は、代表事業者を選定し、すべての事業者が記名・押印してください。	A 4 縦	正本 1 部
4	委任状	共同提案の場合に構成事業者が提出してください。（※単独提案の場合は提出不要です。）	A 4 縦	正本 1 部
5	法人概要書	共同提案の場合は、すべての事業者が提出してください。 【添付資料】 (1) 営業内容に資格・免許等が必要とされる場合には当該資格等の写しを添付してください。 (2) パンフレットや会社案内等の資料を添付してください。	A 4 縦	正本 1 部 副本 10 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（FAX 又は電子メール（電話により着信を確認すること。）で提出期限までに送信し、後日、原本を令和7年7月16日（水）までに郵送でも可。）

② 提出期限

令和7年7月11日（金）17時（必着）

③ 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

(2) 資格要件の確認

申込者からの提出のあった参加申込書と関係書類を、センター事務局業務課で確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月16日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して5日以内に、書面により、高知県・高知市病院企業団企業長（以下「企業

長」という。) に対して、資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき実施します。なお、参加者は、審査委員会に対するプレゼンテーションを実施してください。実施する日時及び場所等については別途通知します。

10 審査結果

審査結果は、令和7年8月18日(月)(予定)までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例(平成2年条例第1号)に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示します。

11 日程

令和7年6月16日(月)	公募開始
令和7年6月20日(金)	説明会参加申込期限
令和7年6月25日(水)	説明会及び現地案内
令和7年6月27日(金)	質疑提出期限
令和7年7月11日(金)	参加申込及び資格確認書類提出期限
令和7年7月31日(木)	企画提案書提出期限
令和7年8月8日(金)(予定)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年8月18日(月)(予定)	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。(センター内及び審査委員会での使用に限る)
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書(別紙様式-6)により提出してください。

開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開示理由書を参考に、同条例に基づき企業団が客観的に判断します。

13 問い合わせ先

〒781-8555 高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター事務局業務課

担当者 須賀、猪野

電話番号 088-837-6735

FAX 088-837-6766

電子メール gyoumu@khsc.or.jp

14 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員会等プロポーザル関係者に対する贈与など、県民の疑惑や不信を招くような行為が認められた場合
 - ③ プロポーザルの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合